

## 協力者等の要件

動物の譲渡に係る協力を希望する団体及び個人(以下、「協力者等」という。)は、当該協力の範囲内において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- ( 1 ) 協力者等(団体にあつてはその代表者)は成人であること
- ( 2 ) 活動が非営利であつて、動物愛護を目的としていること
- ( 3 ) 活動の拠点が千葉市内であること
- ( 4 ) 要件に適合した動物を適正に保管できる飼養環境を確保できること
- ( 5 ) 千葉市動物の譲渡実施要綱第 2 条に規定する譲渡希望者に対し、譲受者選定基準(別紙)を満たしていることを確認するとともに、譲渡動物を適正に飼養管理するための必要な知識を教示できること
- ( 6 ) 誓約書(様式第 1 号)の内容を理解し、遵守できること
- ( 7 ) 関係法令等を遵守できること
- ( 8 ) 事業協力実施状況報告書(様式第 2 号)により、事業協力実施状況を定期的に報告できること
- ( 9 ) 譲渡動物の飼養状況確認を適正に実施できること
- ( 10 ) その他、所長が指示する事項を遵守できること